

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

12月11日（金）から12月20日（日）まで（10日間）

運動重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践等と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 高齢運転者等の交通事故防止対策
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践等と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- (1) 歩行者の交通ルールの理解・遵守等の徹底
 - ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
 - イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
 - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
 - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (2) 歩行者の交通事故防止対策
 - ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

- イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- カ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

2 高齢運転者等の交通事故防止対策

- (1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりする、視野障害等）等を踏まえたミュレーターの利用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (3) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
 - イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシート等の確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進
 - エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- (1) 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (2) 妨害運転等の防止対策
 - ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」のこと）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

4 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じた、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報の推進
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止の徹底
- (3) 道路管理者における、除雪や安全施設の整備点検及び冬道の道路交通の安全確保の促進
- (4) 降積雪期や路面凍結時における自転車利用の危険性に関する広報啓発の推進